

<厚生年金の受給開始年齢引上げに伴い特例退職者医療制度への加入年齢が変わります。>

特例退職医療制度への加入資格は、厚生年金の老齢(退職)年金の受給資格を有する人(60歳以上で退職している人)で、次のいずれかに該当している人

1. IBM健保の被保険者だった期間が20年以上ある人
 2. 40歳になった月以降に、IBM健保の被保険者だった期間が10年以上ある人
- 平成25年4月2日より、老齢厚生年金の受給開始年齢が段階的に引き上げられることから、特例退職者医療制度への加入年齢も段階的に引き上げられます。従いまして、60歳の定年退職後からの加入ができなくなります。(下記表参照)

特例退職医療制度への加入に於ける生年月日と老齢厚生年金(報酬比例部分)支給開始年齢との関係

支給開始年齢 生年月日	男子					女子				
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
S28/4/2～S29/4/1		○	○	○	○	○	○	○	○	◎
S29/4/2～S30/4/1		○	○	○	○	○	○	○	○	○
S30/4/2～S31/4/1			○	○	○	○	○	○	○	○
S31/4/2～S32/4/1			○	○	○	○	○	○	○	○
S32/4/2～S33/4/1				○	○	○	○	○	○	○
S33/4/2～S34/4/1				○	○		○	○	○	○
S34/4/2～S35/4/1					○		○	○	○	○
S35/4/2～S36/4/1					○			○	○	○

- 注) 1. 特例退職医療制度への加入を希望する場合、老齢厚生年金の受給開始になるまでは、任意継続被保険者制度(最大2年間)に加入するか国民健康保険制度に加入することになります。
2. 老齢厚生年金の支給開始を60歳に繰り上げて特例退職医療制度へ加入することはできますが、年金受給額が減額され障害年金の受給権を放棄することになります。
3. ◎は、報酬比例部分+定額部分の老齢厚生年金